

第2次あびこエコ農業推進基本計画

令和5年3月

我孫子市

目 次

1	計画策定にあたって	
	(1) 計画策定の趣旨	1
	(2) 計画期間	1
2	「あびこエコ農業」について	
	(1) 「あびこエコ農業」の位置づけ	2
	(2) 「あびこエコ農産物認証制度」の概要	2-3
3	我孫子市における環境保全型農業の現状と課題	4-5
4	「あびこエコ農業」のこれまでの取り組み	
	(1) 「あびこエコ農業」普及・推進のための体制整備	5-6
	(2) 「あびこエコ農業」普及・推進のための「農業拠点施設」の整備 ・活用	7
	(3) 「あびこエコ農産物」の普及・PR	7-8
	(4) 有機質資材・土壌改良材の導入等の支援	9
	(5) 農業者、関係機関、消費者・市民・市民団体、商工業者、学校等 との連携	9-10
5	「あびこエコ農業」の推進計画	
	(1) これまでの取り組みの課題等の整理と今後の対応	11
	(2) 推進目標	11
	(3) 「あびこエコ農業」推進のアクションプラン	11-14
	(4) 計画の進行管理	15-16
●	その他	
	「あびこエコ農業」推進のイメージ	17
	【用語の定義】	18

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年、気候変動の影響により台風や豪雨等の災害が多発する中で、環境負荷の少ない農産物（有機農業や特別栽培農産物など）の生産は地球温暖化防止や生物多様性保全等に高い効果を示すことから、その取組拡大は、農業施策全体における国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献するものです。

我孫子市では、平成25年3月に「あびこエコ農業推進基本計画」を策定し、令和2年度から市独自の「あびこエコ農産物」認証制度の運用を開始するとともに、5つの施策をもとに生産者と連携し、環境保全型農業の普及・促進による、「環境にやさしい農業」の拡大を図ってきました。

本計画が平成25年度（2013年度）から10年間が経過することから、これまでの取組状況、本市農業をめぐる情勢の変化、環境保全型農業の実態等を踏まえて課題を整理し、今後のエコ農産物の生産と消費の拡大を進め、環境にやさしい農業に取り組む農業者の所得向上につながるなど、環境保全型農業の発展に資する施策を総合的に推進するため「第2次あびこエコ農業推進基本計画」を策定しました。推進にあたっては、国や県の方針を踏まえた上で、農業の生産性、農業者の自主性を重視し、施策の展開を図ることとします。

なお、国は令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2050年までに目指す姿として、化学合成農薬の使用量をリスク換算で50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大などを掲げています。本市の農業が、農地と住宅地が近接する都市近郊型農業であることや、少量多品目生産を特徴とすることから、大規模に有機農業に取り組むことは困難ではありますが、本計画でも、「みどりの食料システム戦略」や千葉県が策定した「第3次千葉県有機農業推進計画」等を踏まえた上で、本市の農業の生産性の維持に十分配慮しながら、環境保全型農業の普及・促進を図ります。

(2) 計画期間

計画期間については、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、必要に応じ見直しを行うこととします。

2 「あびこエコ農業」について

(1) 「あびこエコ農業」の位置づけ

我孫子市の農業は、いわゆる「特定品目の産地」農業ではなく、多くが経営規模の小さな少量多品目栽培を特徴としています。

我孫子市において、エコ農業を推進するにあたっては、「産地」における取り組みのような集団的な栽培管理は馴染まず、個々の農家の実状に即したきめ細かな施策の展開が求められます。

以上を踏まえ、我孫子市として、独自の「あびこエコ農業」推進事業に取り組むものとしします。

「あびこエコ農業」とは、次に掲げる取り組みを総称します。

1. 化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らした環境保全型農業を、生産者、消費者、行政、関係団体が協働して推進すること。
2. 県慣行栽培基準の化学合成農薬・化学肥料の使用量の20%以上を削減し栽培した農産物を我孫子市独自のエコ農産物として認証し、育成・普及すること。(あびこエコ農産物認証制度)
3. 有機JAS農産物、ちばエコ農産物、特別栽培農産物、JAもっと安心農産物、エコファーマー農産物の認証を受けた農産物と、2により我孫子市独自に認証したエコ農産物を総称して「あびこエコ農産物」と位置づけ、これを育成・普及すること。
4. 生産者と消費者の互いの顔が見える信頼関係を基本として、地産地消型の「あびこエコ農産物」を育成・普及すること。

(2) 「あびこエコ農産物認証制度」の概要

国では、法令やガイドライン等で定められた基準により、有機JAS農産物の認証を制度化し、千葉県では、ちばエコ農産物の認証を制度化しています。

我孫子市においては、環境保全型農業を普及・促進していくために、これら国や県の認証制度に加えて、その認証等の基準に満たない場合でも、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減に取り組む農業者を育成・支援し、環境保全型農業の裾野を広げる取り組みを進める必要があります。

本市は、国や県の認証等制度を尊重、普及しつつも、これら制度での認証等の基準に満たない栽培方法のエコ型農産物についても、我孫子市独自に認証、普及する制度を策定しました。

また、それぞれの認証機関が認証した農産物もあわせて「あびこエコ農産物」として普及していきます。

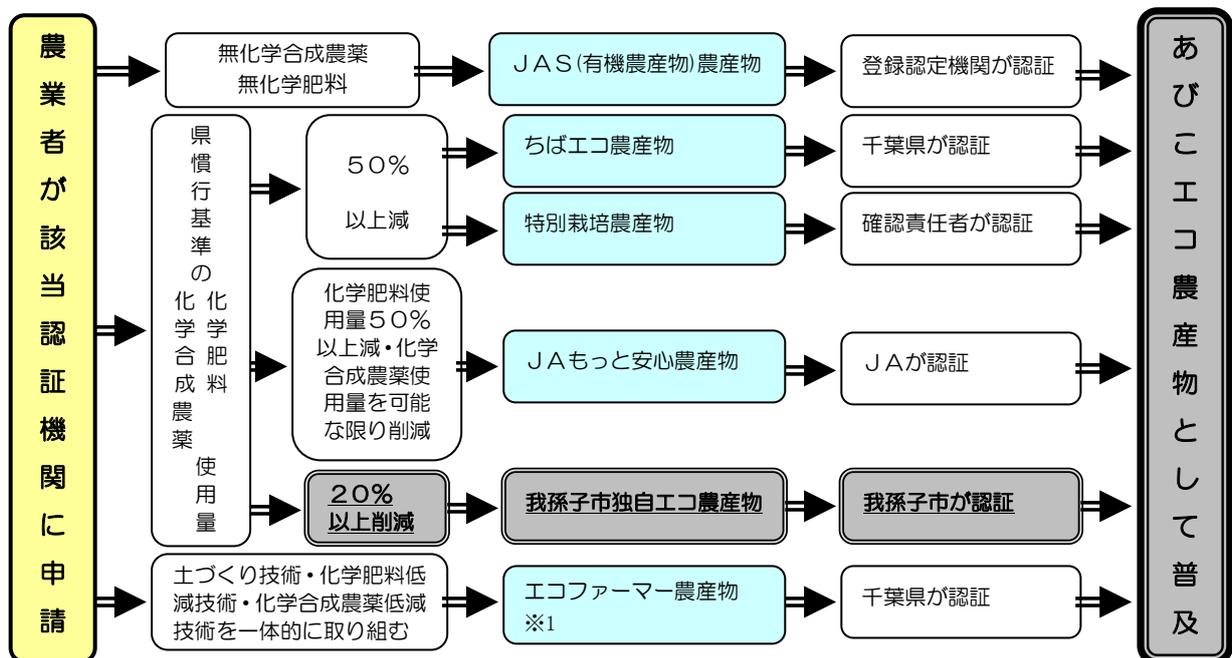
市独自に認証する「あびこエコ農産物」は、生産者が栽培開始前に栽培品目毎に登録をし、収穫前に認証申請をする流れとなっています。生産者は使用農薬や肥料等の栽培情報を記入した生産履歴書を市に提出することで、市は生産履歴システムを用いて、認証の判別確認が可能となります。また、認証された品目には「あびこエコ農産物認証シール」が添付でき、販売時に消費者に対してエコ農産物であることを認知してもらうことが可能となります。



図1：あびこエコ農産物認証シール

写真1：あびこエコ農産物販売例

【あびこエコ農産物の概要図】



※1：令和4年7月1日に「みどりの食料システム法」が施行されたことにより、「エコファーマーの認定制度」は廃止され、「環境負荷低減事業活動実施計画の認定制度」が新設されました。今後、県と市とで新たな認定制度を運用していく予定です。なお、令和4年6月末までにエコファーマーの認定を受けた農業者については、取得した認定は認定期間終了まで有効となります。

3 我孫子市における環境保全型農業の現状と課題

我孫子市は、常磐線・成田線沿線を中心に住宅街が広がっていますが、北に利根川、南に手賀沼・手賀川と水環境に恵まれており、田畑が多く存在します。令和3年度の面積調査によると、市の約28%は農地（耕地）が占めており、我孫子の農業は、市の豊かな自然循環やうるおいある景観形成に重要な役割を果たしてきました。

自然と調和した伝統的な農業が続けられる中、平成18年から、食品衛生法に基づく残留農薬規制に関するポジティブリスト制が導入され、農薬使用におけるより徹底した基準順守が求められるようになりました。

少量多品目生産を特徴とする我孫子市の農業において、品目ごとに細かく指定された農薬基準に対応するためには、農業者のさらなる意識向上とともに、農業者自身が十分な知識と技術を身につけることが求められます。

また、肥料についても、環境面への配慮や価格高騰から、県の施肥基準や土壌診断結果等に即した、効果的・効率的な施肥が求められます。

適正な農薬使用はもとより、化学合成農薬及び化学肥料を低減もしくは使用しない環境保全型農業の普及が求められる中で、第1次の本計画において、「あびこエコ農業」の推進を掲げ、市の農業改良普及員による農業者支援を充実させたことから、県の認証を受け、環境保全型農業に取り組む農業者が増加しています。農業生産地即消費地という本市の地理的条件から、安全・安心な農産物が消費者・市民に身近なところで供給されてきています。

しかし、化学合成農薬及び化学肥料を低減もしくは使用しない環境保全型農業を行っているが、国や県など関係機関の認証を受けていない農業者も多くみられます。経営規模が小さく、少量多品目栽培を特徴とする本市農業においては、手間と経費がかかる割に農産物の販売価格は同程度にせざるを得ない環境から認証を受けるメリットが少ないことが背景にあると考えられます。

また、消費者・市民の間でも、化学合成農薬及び化学肥料を低減もしくは使用しない農産物栽培が、労働時間や生産コストの大幅な増加を伴うものであり、それに見合うだけの価格による買い支えがなければ、普及が進まないことの理解がまだ十分ではありません。

令和2年度から市は、独自に認証する「あびこエコ農産物」を開始し、県の認証よりも化学合成農薬及び化学肥料の低減基準が低く、取り組みやすい制度として、環境保全型農業の裾野を広げる活動に取り組んできました。令和3年度では、「あびこエコ農産物」の栽培に取り組んだ農業者が32名となり、認証件数が36件と県の「ちばエコ農産物」の実績の3倍以上となりました。

市の認証開始に合わせて、消費者・市民へのアプローチ及び「あびこエコ農産物」の普及促進のため、認証された農産物に添付された「あびこエコシール」を

集めて応募することで、抽選によりあびこエコ農産物をプレゼントする「あびこエコ農産物認証制度応援キャンペーン」を実施し、多くの消費者に「あびこエコ農産物」を認知してもらう機会を設けています。

エコ農産物の普及や消費者の購買意欲の増加に繋がる事業ができた一方で、販売価格での差別化は進んでおらず、認証の有無にかかわらず、同一作物の販売価格はほぼ同額となっているのが現状です。また、平成30年度に千葉県が実施した「県政に関する世論調査」では、有機農業により生産された農産物の購入頻度については、「よく購入する(週に1回程度)」と回答した消費者の割合が10%程度であることから、有機農産物の購買意欲は低い水準にとどまっていることがわかります。また、「安全・安心」84%、「価格が高い」58%と、環境にやさしい農業であることへの理解は進んでいるものの、購入には繋がっていない現状があります。

より行政と農業者による十分なPRが必要ではありますが、消費者の多くが持つ低価格購買志向に勝るエコ農産物の特徴的な優位性が必要となります。

環境保全型農業の取り組みにあたっては、適切な助成制度の運用とあわせて、引き続き認証手続きのきめ細かな支援を行うなど、農業者にとって認証を受けるメリットがあるような施策の推進と、消費者・市民への積極的なアピールが求められています。

さらには、生産者と消費者・市民、商工業者等がお互いを理解し、協力し合いながら事業を深めていく必要があります。

4 「あびこエコ農業」のこれまでの取り組み

第1次あびこエコ農業推進基本計画では、下記の5つの施策を基に進行管理を進めてきました。

(1) 「あびこエコ農業」普及・推進のための体制整備

・専門職員(農業改良普及員等)の確保と活用

平成25年度から適正な農薬の使用や生産履歴の管理についての専門知識をもった職員(農業改良普及員等)を1名から2名体制とし、これを中心として「あびこエコ農業」の推進を図ってきました。専門職員は、主に、農業者からの相談対応や生産履歴の確認、「ちばエコ農産物」の手続き支援や「あびこエコ農産物」の認証事務などを担い、必要に応じて農業者のほ場に出向きサポートを行いました。化学合成農薬や化学肥料の低減には、農業者が農薬や肥料の使用状況を理解することが、第一歩となるため、今後も農業改良普及員等の専門職員による指導

が望まれます。

- ・農薬適正使用(誤使用防止)・施肥管理の支援

専門職員による相談・指導による支援に合わせて、市内全農家への定期的な通知による注意喚起や、県と協力し、農薬適正使用に関する農業者向けの研修会を実施しました。消費者への安全・安心の担保のために、残留農薬検査を実施し、農業者への農薬適正指導にも注力していました。一方で、市内農業者による農薬不適正使用が発覚し、県の指導を受けながら、農業の使用状況や農薬保管庫の確認をするなど農業者への直接的な注意喚起を行いました。研修会等による注意喚起を継続していき、農業者の適正な農薬使用に対する周知徹底が必要とされます。

- ・アンテナショップでの生産履歴作成支援

平成25年度より農業改良普及員2名がアンテナショップで平成29年の移転後は農業拠点施設にて、生産履歴の作成支援を行いました。平成31年度から生産履歴システムを導入し、農薬や肥料の適正使用の自動判別が可能となり、生産者別に使用農薬や肥料の実績を踏まえた栽培指導も可能となりました。

- ・農業者の生産履歴作成支援

農業拠点施設への出荷登録農家以外への生産履歴作成の支援を進めるため、広報や研修会で市内農業者への周知を行ってきました。市内農業者への生産履歴の普及のためには、引き続き周知していくとともに、より使用しやすい生産履歴システムの運用方法を検討する必要があります。

- ・「ちばエコ農産物」などの認証(申請書作成等)手続き支援

農業改良普及員による支援から、10年間で申請数が大幅に増加しました。申請書の作成支援のみならず、必要に応じて農業者のほ場での相談や栽培指導を行ってきたこと、計画申請の際に農業者向け研修会を開催し、「ちばエコ農産物」に取り組んでもらえるようPRをしたことも大幅な増加の要因となっています。具体的には、取組農家数は40人となり、認証を受けた品目数は令和3年度までの10年間で34件から174件と5倍以上に増加しています。

- ・「あびこエコ農産物」(20%以上削減)の認証事業

令和2年4月にあびこエコ農産物認証要綱を施行し、令和2年4月以降に栽培を開始した農産物から認証を開始しました。生産履歴システムを通じた認証スキームを構築し、令和3年度は、32人の農業者が取り組みやすい方法で運用を行ってきました。今後はより多くの農業者の参加を促すためには、認証を受けるメリットや農業者にとって効率の良い申請方法の検討が必要となります。

(2) 「あびこエコ農業」普及・推進のための「農業拠点施設」の整備・活用

- ・農業拠点施設の整備と活用（認証支援・生産履歴普及・情報受発信・販路確保等のエコ農業推進拠点）

平成29年6月に千葉県から我孫子市に移譲された手賀沼親水広場水の館の1階部分を農業拠点施設として整備しました。本施設は、地産地消の推進や農業者と市民の交流促進、食育の推進だけでなく、環境保全型農業の普及促進を整備の目的としており、エコ農産物の販路拡大に繋げる取り組みを行ってきました。令和3年度は41万人もの来館者がおり、今後はより市民への環境保全型農業の理解促進を図るために、情報発信の場となるような事業を進める必要があります。



写真2：農業拠点施設内部（直売所）



写真3：水の館外観

- ・学校給食等への供給と食育の推進

市内小中学校では月に2回「我孫子産野菜の日」を設定しており、市内の児童・生徒に新鮮な我孫子市の農産物を給食時に提供しています。農業拠点施設では、「我孫子産野菜の日」に市内農家の農産物を市内小中学校へ供給しており、令和3年時点で16校へ定期納品しています。

- ・消費者・市民の購入促進、商工業者の活用支援

当該施設は、ちばエコ農産物販売協力店として登録しており、のぼりや店内ポスター等で宣伝しています。また、あびこエコ農産物の利用促進のためにチラシや市内外でのイベント時にPR活動を行いました。

(3) 「あびこエコ農産物」の普及・PR

- ・「エコ農産物」の地域内流通の支援

地域内流通の支援として、農業者向けのエコ農産物の取り組み者の増加を図る

ため、農業者向けにエコ農産物についての研修会や市の補助制度の紹介等を行いました。また、農業拠点施設を中心としたエコ農産物の地産地消推進を図るため、あびこ型「地産地消」推進協議会と共にイベント時でのエコ農産物のPR活動や「あびこエコ農産物応援キャンペーン」を行い、市民へのエコ農産物の理解の向上や周知を図りました。より地域に根付いたエコ農産物となるためには、イベントや教育現場でのPR活動を行い、より多くの市民へのエコ農産物の理解度促進を図る必要となります。

・「エコ農産物」のブランド化・情報発信支援

エコ農産物のブランド化を図るためには、消費者に対する農産物の理解度向上を進める必要があります。そのため、県や市のエコ農産物には認証シールを添付して販売することで消費者へのPRに繋がっています。市では、県のちばエコ農産物シールの購入費の補助や市のあびこエコシールの無償提供を行ってきました。今後も消費者にとってわかり易いエコ農産物のPRを実施していくため、エコシール等の支援の継続を検討していきます。

・市内外への「エコ農産物」PRと購入・活用促進

あびこエコ農産物の認証を開始後に、市内外の複数のイベントでPR活動を行いました。令和3年度及び令和4年度には、農業拠点施設と協力して、あびこエコ農産物PRイベントを開催し、農業拠点施設の利用者に対してエコ農産物の理解度向上を図りました。また、柏レイソルの我孫子市ホームタウンデーやJR上野駅での常磐線産直市など、県外・市外でのPR活動も行いました。よりエコ農産物を定着させるために、市内を中心としながら、近隣市町村へのPRも継続する必要があります。



写真4：JR上野駅常磐線産直市



写真5：あびこエコ農産物PRイベント

(4) 有機質資材・土壌改良材の導入等の支援

- ・市の有機栽培等補助事業の促進

市では、有機 JAS やちばエコ農産物等を栽培する農業者に対して、栽培面積に応じた補助やエコ農産物を栽培することで必要となる資材への購入補助として、有機栽培等補農業者支援事業補助金を整備し、環境保全型農業への取り組み支援を行ってきました。「ちばエコ農産物」などの認証支援と合わせて、今後も継続していくとともに、国や県の方針や世間に求められるエコ農産物のレベルに合わせた補助制度にする等、必要に応じて見直していく必要があります。

- ・国（又は県）の環境保全型農業にかかる補助事業等の活用

国の事業である環境保全型農業直接支払交付金を活用し、過去10年間で2組の農業者が取り組みました。本事業は、農業者複数名の団体として取り組む必要があることから、個人農家が多い本市では、エコ農産物の取り組み農家に比べ、本事業への取り組み数は多くはありませんが、引き続き農業者へ情報発信を行い、制度の活用を支援していきます。

- ・剪定枝木チップの供給及びその他の有機質資材の安定的確保

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故後、剪定枝木を活用したチップ化は中止しています。剪定枝木チップの供給再開を検討していただくだけでなく、農業者に対して資材の適正な使用方法や使用量に関する勉強会を開催するなど、農業者の技術向上に向けた支援を検討していきます。

- ・病害虫防除支援（植物防疫協会事業と連携）

農薬空中散布での病害虫共同防除は、平成18年から中止していましたが、我孫子市植物防疫協会と連携し、令和元年度からラジコンヘリやドローン等を利用した農薬空中散布に取り組む農家組合に対して支援を行いました。地域一帯で防除をすることで、より効果的に病害虫対策を取ることができ、農薬等の散布回数を減らすことが可能となります。今後も我孫子市植物防疫協会と連携し、必要な支援を行っていきます。

(5) 農業者、関係機関、消費者・市民・市民団体、商工業者、学校等との連携

- ・県農業事務所・関係機関・組織との連携

ちばエコ農産物栽培に係る認証の推進・事務手続きの円滑化のため、県農業事務所と連携し、取り組み農業者の負担軽減を行ってきました。また、あびこエコ農産物の制度設計のために、県農業事務所や JA、市内農業者団体等と協議し、

関係機関の理解を得ながら事業を開始しました。各関係機関とは、エコ農産物の普及のためにより一層連携していく必要があります。

- ・ 援農ボランティアの拡充と活用促進

あびこ型「地産地消」推進協議会が実施している援農ボランティア事業の活性化を図るため、毎年、広報等で新規ボランティアの参加希望者を募ると同時に、新規ボランティアを対象とした講習会において、我孫子の農業の特徴としてあびこエコ農産物の説明を行いました。今後も援農ボランティアを支援していくと同時に、本協議会と連携し、イベント等でのあびこエコ農産物の普及・促進を図る必要があります。

- ・ 消費者・商工業者、市民団体等との連携

市では、我孫子産野菜を扱う直売所やレストランなどのPRを行うため、平成27年度に地産地消推進店制度を整備しました。令和3年時点で19店舗が登録されており、地域でのエコ農産物の普及にも繋げています。また、市民団体や商工業者と連携し、消費者へのあびこエコ農産物の購買意欲向上を図る必要があります。

- ・ 農業者と市民との交流の促進

市や農産物直売所、JAや農業者団体等で構成された我孫子市農業まつり実行委員会では、我孫子市農業まつりを開催しており、我孫子産農畜産物を市民へPRしていくとともに、あびこエコ農産物の情報発信の場を作りました。農業者と市民が直接交流できる場は、より多くの市民に我孫子の農業を周知するために必要となるため、今後より農業者も市民も参加できる活気あるイベントにする必要があります。

※その他

- ・ 計画推進のための関連事業（生産履歴システム活用その他）

生産履歴システム導入にあたり、市ではプロポーザル方式での採用を検討してきました。平成29年の農業拠点施設の整備に合わせ、システムの運用開始を進めてきましたが、より良いシステムを取り入れるため、平成30年からの導入となりました。あびこエコ農産物認証制度は、本システム導入後の令和元年度に制度の準備を行い、令和2年度からの開始となりました。

5 「あびこエコ農業」の推進計画

(1) これまでの取り組みの課題等の整理と今後の対応

あびこエコ農業推進基本計画に沿って、5つの施策から環境保全型農業の推進を図ってきた結果から、今後も継続していくべき点や必要に応じて見直す点等を4章で記しました。環境保全型農業の裾野を広げるために、「あびこエコ農産物」の推進を軸としながら各種支援を進めていくと同時に、農業者・消費者にとって「あびこエコ農業」が身近な存在になるように推進活動を実施していきます。

(2) 推進目標

指 標 名	現況値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
市独自の「あびこエコ農産物」の認証件数	536件	700件
市独自の「あびこエコ農産物」の認証を受けた農業者数	32人	50人

(3) 「あびこエコ農業」推進のアクションプラン

「あびこエコ農業」を推進するために、次の5つの施策をもとに事業に取り組みます。この施策と基本事業を本計画のアクションプランとし、計画実現のために必要な関連事業も積極的に取り入れていくものとします。

① 「あびこエコ農業」普及・推進

適正な農薬の使用や生産履歴の管理についての専門知識をもった職員（農業改良普及員等）を確保し、これを中心として「あびこエコ農業」の推進を図ります。

専門職員は、主に、農業者からの相談対応や生産履歴の内容チェック、「あびこエコ農産物」の認証事務などを担います。また、必要に応じ、農業者のほ場に出かけサポートを行います。

なお、市レベルでの農業改良普及員等専門職員の安定的確保は一般的には困難であることから、その確保に最大限努めつつ、県農業事務所その他の機関との連携を図ります。

また、ICT 技術が発達し、スマート農業の普及が促進していくことが考え

られるため、農業者からの要望に沿った生産履歴システムの導入・活用方法を検討します。

＜農業改良普及員等の主な業務＞

- 病虫害防除や土づくり、適正な農薬使用、生産履歴の作成、施肥管理など農業技術に関する相談対応
- 農薬の誤使用・飛散防止等のアドバイス
- システムを用いた生産履歴の内容チェック
- 「ちばエコ農産物」など各機関の認証に関する書類作成や手続きの支援
- 「あびこエコ農産物」の認証
- 環境保全型農業に関する国・県・市の補助制度の案内

＜生産履歴システムの役割＞

- 環境保全型農業の普及・促進
- 消費者への安全・安心を担保するための生産情報の保管
- 適正な農薬・肥料の施用等の確認
- あびこエコ農産物の認証基準に沿った栽培の判定
- 専門職員等による栽培指導時の生産情報の保管
- 職員等による栽培指導時の生産情報の保管
- 最新の農薬登録情報の検索

② 「農業拠点施設」を中心とした「あびこエコ農業」の普及・推進

市が整備した「農業拠点施設」には、「安全・安心な農産物の栽培等の普及と情報の受発信機能」を有しています。

これは、農業者に対する生産履歴の作成指導等をはじめ、農業者同士の研さん・交流、環境保全型農業に関するさまざまな情報を受発信していくものです。この他にも、「農業拠点施設」を、消費者・市民や商工業者に対する「あびこエコ農産物」のPRや、学校給食などへの供給を通じた食育推進も含めた、「あびこエコ農業」推進の拠点として位置づけています。

「あびこエコ農業」を農業者へ普及させる施策や、消費者への理解促進を図る施策を「農業拠点施設」を軸として行っていきます。

③ 「あびこエコ農産物」の普及・PR

「あびこエコ農産物」の運用が開始された令和2年度から農業者の「あびこエコ農産物」生産の取り組み増加や消費者の認知度向上を図るために「あ

びこエコ農産物認証制度応援キャンペーン」を行いました。引き続き、農業者・消費者ともにメリットのある取り組みを実施していくことで、定着化を図っていく必要があります。

そのために、あびこ型「地産地消」推進協議会や農業拠点施設指定管理者と協力し、農業者・消費者に向けた「あびこエコ農産物」の普及・PRを行います。既に行っているキャンペーンに限らず、イベントへの出展を行い、市内外各地でのPR活動を行います。

④ 有機質資材・土壌改良材の導入等の支援

環境保全型農業を進めるうえで、有機質資材・土壌改良材等の活用は不可欠です。有機栽培等農家支援事業補助金やその他の制度・事業を有効に活用し、有機質資材等の導入を促進します。加えて、農業者に対して資材の適正な使用方法や使用量に関する勉強会を開催するなど、農業者の技術向上を図ります。

<有機栽培・特別栽培農家等に対する補助事業>

- 化学合成農薬・化学肥料を県慣行栽培基準の50%以下に低減するための取り組みを行う農家等を対象に、市独自の補助を行います。
- 環境保全型農業に取り組む農業者が、国の「環境保全型農業直接支援対策事業」を積極的に活用できるよう、申請受付事務や交付金の負担を行うとともに、農業者への積極的な周知・PRを行っていきます。

<剪定枝木チップの利用>

- 平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故により、我孫子市では、保管されていた剪定枝木チップも放射性物質の影響を受けたため、現在は剪定枝木チップの配布は中止されています。安全性が確認され次第供給の検討を開始していきます。

⑤ 農業者、関係機関、消費者・市民・市民団体、商工業者、学校等との連携

「あびこエコ農業」は、農業者および各関係機関との連携を図り、消費者・市民、商工業者、学校等の理解と協力を得ながら推進します。

<農業者との連携>

- 「あびこエコ農産物」への積極的な取り組み、「あびこエコ農産物」

の普及・PR等において、意見交換等を密に行いながら農業者との連携を図ります。

- 農業者と市民との交流の促進を図ります。

<各関係機関との連携>

- 県農業事務所及びJA等の関係機関・組織と、各種のエコ農産物栽培に係る認証の推進・事務手続きなどにおいて連携を図ります。

<消費者・市民・市民団体との連携>

- 環境保全型農業についての消費者・市民の理解を深めるため、「あびこエコ農業」のPRを積極的に行います。
- 消費者・市民・市民団体が、我孫子市の農業と農業者を応援するという意識をもち、農産物を購入・消費し、地域農業を買い支える運動に取り組むことができるよう、消費者・市民・市民団体の活動を支援します。
- あびこ型「地産地消」推進協議会とは、主に「あびこエコ農産物」の普及・PR、援農ボランティアにおいて連携を図ります。

<商工業者との連携>

- 商工業者による「あびこエコ農産物」の利用を積極的に働きかけ、連携してその利用を推進します。
- 商工業者と連携し、「あびこエコ農産物」の普及・PRを行います。

<学校等との連携>

- 学校等との連携をはかり、学校給食を軸に「あびこエコ農産物」の利用を積極的に働きかけます。

(4) 計画の進行管理

市が整備した「農業拠点施設」は、環境保全型農業、地産地消、学校給食や生育指導などの食育、農を通じた交流の促進を目的としており、安全安心な農産物の栽培等の普及と情報の受発信機能を備えています。

「あびこエコ農業」の推進は、基本的に当該拠点施設と共に取り組むこととし、農業者や消費者の声を反映させながら、「あびこエコ農産物」を軸とした展開をしていきます。

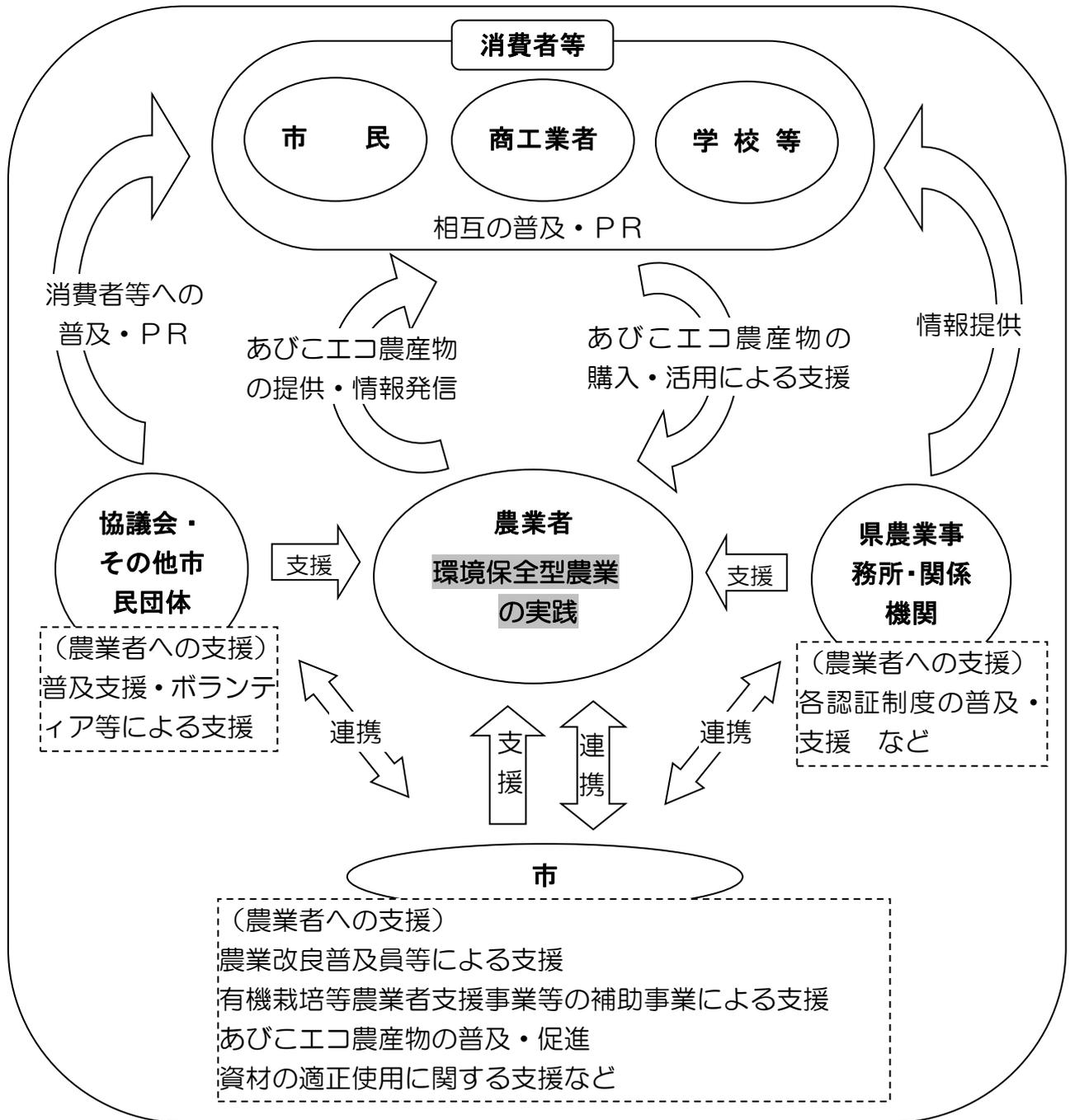
本計画の施策と基本事業にかかる進行管理は以下のスケジュールにより行うものとし、

施策	年度 基本事業	(前期)					(後期)				
		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
① 「あびこエコ農業」の普及・促進	専門職員（農業改良普及員等）の確保と活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農薬適正使用（誤使用防止）・施肥管理の支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業拠点施設での生産履歴作成支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	一般農業者の生産履歴作成支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「ちばエコ農産物」などの認証（申請書作成等）手続き支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「あびこエコ農産物」（20%以上削減）の認証事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生産履歴システムの活用方法見直し	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○
② 農業拠点施設を中心とした「あびこエコ農業」の普及・促進	農業者同士の研さん・交流・環境保全型農業の研修会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	学校給食等への供給と食育の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	消費者・市民の購入促進、商工業者活用支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

施策・事業		年度									
		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
② 「あひこエコ農産物のPR」	「エコ農産物」の地域内流通の支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「エコ農産物」の情報発信支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市内外への「エコ農産物」PRと購入・活用促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 有機質資材等の導入支援	市の有機栽培等補助事業の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国（又は県）の環境保全型農業にかかる補助事業等の活用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資材の適正利用の情報提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 関係機関・市民等との連携	県農業事務所・関係機関・組織との連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	援農ボランティアの拡充と活用促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	消費者・商工業者、市民団体等との連携	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業者と市民との交流の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(凡例) ○：実施 △：一部実施（可能なものから） ー：検討

「あびこエコ農業」推進のイメージ



(注) 「協議会」とは、あびこ型「地産地消」推進協議会をいう。

《参 考》

【用語の定義】

○有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

＜有機農業推進法第2条＞

○環境保全型農業

「環境保全型農業の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいいます。

＜農林水産省ホームページ（農業関連用語）から引用＞